

設立趣旨書

特定非営利活動法人和装教育国民推進大阪

設立代表者 大西 治代

1 趣旨

文部科学省では、平成30年度に新学習指導要領が改訂され、中学校の家庭分野である「衣生活」の項目において、「日本の伝統的な衣服である和服について触れること。また、和服の基本的な着装も扱うことができること。」と明示された。このことからも、わが国の伝統文化のもっとも身近な象徴的なものとして和装があり、その伝統的な文化を次世代に途切れず継承していく必要がある。

特定非営利活動法人和装教育国民推進大阪は、家庭科授業の一環としての「ゆかたの着方」などの和装文化学習のために、大阪府下中学校家庭科の先生方を対象に、着装授業研究会を開催して技術を磨いていただき、その後に生徒たちへの「ゆかた着付」授業を実施することで、和装教育の実施や普及を推進する。

また、各中学校の要請に応え、特定非営利活動法人和装教育国民推進大阪が、地元の和装指導専門家を派遣し、和装教育（ゆかた着付）の授業を家庭科の先生とともに和装の研究や指導にあたることで、その美的感性と精神性を深く養い、和装の文化継承と次世代に伝える人材の育成にも寄与することを目的とする。和装指導専門家には、指導方法の画一化を図るため、研修会を開催し、積極的に自己研鑽の機会を設けている。

今回、特定非営利活動法人和装教育国民推進大阪として申請するに至ったのは、大手呉服店や個人で活動する和装指導者等が各自独自で行っている営利目的の「着付け」とは一線を画し、文部科学省の教科書に準拠した指導を行う団体として、教育委員会・中学校家庭科の先生方との連携を密にし、「ゆかた着付授業」並びに和装に関する基本的な知識を、中学生に教え、日本の美しい伝統文化を、今後も広く社会に普及させていきたいという考え方からである。営利目的ではなく、社会的に認められた公的な組織で活動していくことが最良であると考え、特定非営利活動法人和装教育国民推進大阪設立申請をおこなうこととした。

2 申請に至るまでの経過

令和6年10月 1日 法人設立のための準備会発足

令和6年11月 1日 設立準備会の開催

令和6年11月19日 設立総会の開催

以上